

人権侵害防止について

●人権侵害を受けたと感じたら

(1) 「イヤだ」という気持ちを相手に伝えましょう。

「イヤだ」という気持ちを意思表示することが大切です。

「言ってもムダ」「言いたくても言えない」と思う時は、一人で悩む必要はありません。相手に言えなくても、あなたの責任ではありません。相談窓口にご相談しましょう。

(2) 被害の事実を記録しておきましょう。

人権侵害を受けた事実(「いつ」「どこで」「誰が」「どのような行為、発言をしたか」「その時あなたや周りの人はどう対応したか」など)を記録しておきましょう。手紙やメールなど事実を証明するものなどを残しておきましょう。

(3) 被害を見聞きしたら、力になってあげましょう。

人権侵害の場面を見たり、友達や同僚から相談を受けたら、親身に話を聞き、できるかぎり力になってあげましょう。また本人に相談窓口に行くよう勧めあげましょう。

(4) 相談窓口にご連絡しましょう。

人権侵害を受けたと感じたら相談窓口にご連絡しましょう。

本人が相談できない場合、友達が代わりに相談することもできます。

●まずは相談窓口で話してみましよう！

あなたのプライバシーと秘密は厳守されます。

人権侵害について相談窓口の人権相談員にご相談したり、苦情処理の申し立て、調査請求をしたことを理由として不利益な扱いを被ることはありません。

人権侵害の相談や苦情処理の申し立てなどをしたことに対して、報復をすることを禁じます。もし、報復行為がなされた場合には、本学として、必要な措置をとります。

●人権侵害に関する相談窓口

自分が相談しやすい部署、相談しやすい方に相談してください。

- ・ 医務室(清優館2階) Tel : 075-574-4119 e-mail : med@tachibana-u.ac.jp
- ・ 学生相談室(清優館2階) Tel : 075-574-4119 e-mail : cou@tachibana-u.ac.jp